

【縣市町村事例】

浄化槽整備事業について「福岡県みやま市」

福岡県みやま市建設都市部
上下水道課長 松尾正春

1. みやま市の概要

全国的に市町村合併が進められる中、平成 19 年 1 月 29 日に 3 町（瀬高町・高田町・山川町）が合併し、みやま市が誕生しました。

総面積 105.12 ㎢、人口 39,357 人、世帯数 14,170 戸の市です。

みやま市は、福岡県の南部に位置し一部が熊本県に接した地域であり、東部は御牧山、清水山などの丘陵や山系が連なり、西部には有明海の干拓によって開かれた広大な低地が広がり、全体として平坦な田園地帯となっています。

市の東北から南西の有明海に向けて流れる一級河川矢部川を中心に、その支流である飯江川や大根川が流れ、川がもたらす肥沃な土壌と豊富な水に恵まれた自然豊かな農業のまちとして発展してきました。

このような中、本市においては、平成 20 年 4 月に、保健医療経営大学が開校するとともに、有明海沿岸道路の供用開始や九州縦貫自動車道みやま柳川インターチェンジが完成し供用開始となりました。

市の産業としては、第 1 次産業に従事する割合が 16.6% と高く、農林水産業が基幹産業であり、ナスやセルリー、トマト等の野菜、山川みかんをはじめとするスモモやいちご等の果実類、養殖ノリの水産業などブランド商品の開発・販売に力を入れています。



セルリーの収穫



有明海の家苔収穫

財政状況（指数等は平成 25 年度）

区分	一般会計予算	財政力指数	経常収支比率	公債費比率
指数等	16,250,000 千円	0.40	82.2%	8.3%

2. 事業の特徴

有明海は、福岡・佐賀・長崎及び熊本の4県に囲まれ、発達した干潟にはアサリ・タイラギ等の貝類やエビ・ワタリガニ等の甲殻類、スズキ・コウライアカシタビラメ等の魚類など、有明海特有の生物が多数生息し、干潟浅海漁場を利用した多用な漁業が行われております。また、大きな干満差と河川から流入する栄養塩を利用した支柱式のノリ養殖が行われ、全国屈指の生産地となっています。

しかし、近年、自然環境や社会情勢等の変化に伴い有明海の水質、底質等の変化がみられる中、ノリ養殖の安定的な生産確保が出来なくなりました。この現状にかんがみ、豊かな有明海を復活、再生することを目的に、国により「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定されました。

みやま市では生活排水について、汚濁負荷量の削減を図るため、地域の実情に応じ、浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設整備を促進することとしました。

3. 生活排水処理施設整備の経緯

生活と生産の場である生活環境は、住民の生活水準の向上・生活様式の多様化・ゴミの増大や合成洗剤等の使用による生活雑排水の汚染と、農業生産構造の近代化に伴う農業集落の習慣が薄れるにつれて住民相互の関係も疎遠となり、中小河川やクリークへの関心の薄れと相まって、市内全域にわたる中小河川、クリークの水質汚濁が進みました。

このような現状の中で、生活環境をとりまく水環境の整備及び公衆衛生の向上を図ることはもちろん、「有明海」の水質を保全する責任は重大であり、生活排水を適切に処理することが緊急かつ重要な課題となっております。

生活排水処理の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、処理施設の基本方針を次のとおりとしました。

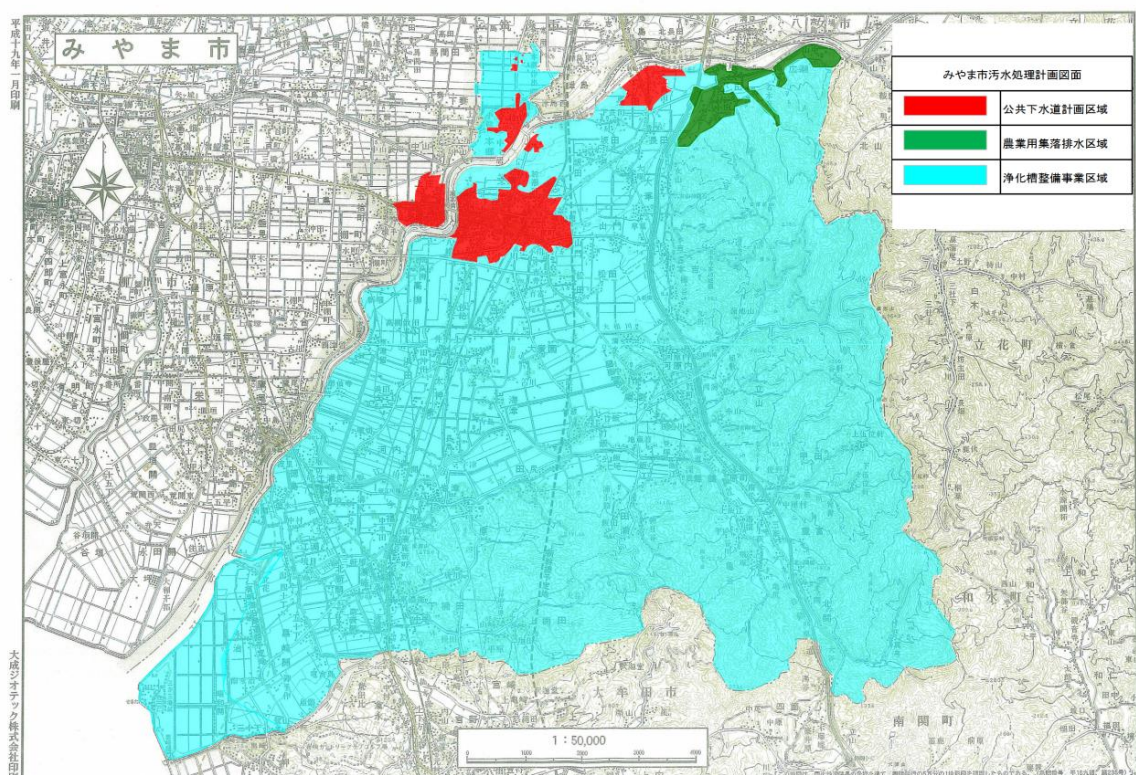
- ① みやま市高田町、山川町の全域を浄化槽市町村整備推進事業により合併浄化槽で整備する。
- ② みやま市瀬高町の人口密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、公共下水道、農業集落排水施設などの施設の特徴をよく分析し適切な整備の配置により処理する。また、その他の地域については浄化槽市町村整備推進事業により合併浄化槽で処理する。
- ③ 流域関連公共下水道計画区域で事業認可区域以外の区域は、浄化槽設置整備事業により合併浄化槽を整備する。
- ④ 単独浄化槽を設置している家庭については、生活排水の処理を進めるため個別の事業を勘案しつつ合併浄化槽への転換を指導する。

4. 現在の状況

本市では、前述の基本方針を基に、平成15年度より高田町において浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、計画年度を平成39年度までの24年間で、総事業費72億円を見込み、6,000基の設置を予定しています。公共下水道、農業集落排水事業区域を除く、全市を対象としています。

汚水処理人口普及率状況(平成 26 年度末 人口 39,357 人)

	整備計画人口	処理人口	普及率
公共下水道(流域含む)	8,520 人	2,620 人	6.66%
農業集落排水	1,890 人	1,304 人	3.31%
浄化槽(市設置型)	21,594 人	6,358 人	16.15%
浄化槽(個人設置型)	7,353 人	9,531 人	24.22%
計	39,357 人	19,813 人	50.34%



浄化槽市町村整備推進事業の対象物件は、住宅、店舗、事務所、地域集会所などとし、処理対象人員は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302・2000)」に基づき算定しています。

浄化槽は、閉鎖性水域における窒素等による水質汚濁を防止するため、窒素除去型高度処理の BOD 除去率 95%以上、放流水の BOD10 mg/l 以下、TN10 mg/l 以下(いずれも日間平均値)の合併浄化槽としております。

設置工事の際の申請者負担は、本体設置工事費又は国庫補助基準額に、人槽区分に応じて定める分担率を乗じて得た額を分担金として賦課しています。また、自然的な条件等で本体設置費が国庫基準額を超えた場合は、その差額の 1/2 を増嵩経費負担金として賦課しています。

人槽区分	分担率
5人槽～ 10人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の1
11人槽～ 25人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の1.5
26人槽～ 50人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の2
51人槽～100人槽	本体設置費又は国庫補助基準額の10分の3

浄化槽の管理費として、人槽区分に応じた使用料を徴収しています。管理費の内訳は、

- ① 2ヶ月に1回の保守点検や薬品の補充
- ② 年1回の汚泥の引抜き
- ③ 年1回の法定検査
- ④ ブロワ等の修理及び交換

(消費税別)

人槽	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	11～50人槽	51～100人槽
使用料 (円/月)	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	人槽×700	別に定める

処理区域内の既存の浄化槽については、希望する所有者から寄付採納を受け、市で維持管理を行っております。

平成21年度から平成26年度までの総設置基数は、911基で年度別設置数及び寄附数は次表のとおりです。

(基)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
設置基数	140	148	145	160	185	133	911
寄附分	38	34	16	16	11	5	120
計	178	182	161	176	196	138	1,031

維持管理については、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可を受け、かつ浄化槽保守点検業者の登録を受けた業者（市内3社）と委託契約をしています。

水洗化の促進を図るため、浄化槽の設置に伴う改造工事費を一時に負担することが困難な方に対しては、排水設備等の設置及び住宅改造等のための資金融資に伴う利子の一部を助成しています。交付の対象となる融資金が改造工事1件につき10万円以上100万円以内とし、利子補給率は、融資金に対し2.5%又は融資金に係る利率の50%のいずれか少ない方を限度として、償還開始から5年間助成しています。

また、地域公民館の浄化槽設置促進を図るため、建設分担金の免除や浄化槽使用料の減免を平成25年6月より行っています。

5. おわりに

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性などについて、住民に周知を図るため、定期的な広報や啓発活動を実施しています。

また、浄化槽については、市が主体となって管理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上はもちろん、「有明海」の水質保全に大きく寄与するものと確信します。